

令和3年度 西都市立穂北中学校部活動方針

令和3年4月1日
西都市立穂北中学校

本校における部活動方針は、平成30年3月スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、10月宮崎県教育委員会、12月西都市教育委員会の方針を受け策定しております。

本年度の本校の教育目標は「挑戦する人財の育成」です。激変する社会の中で、学びに向かう力を高め続け、将来の自己実現に向けて挑戦していく人財の育成を目指した教育活動を行っています。

部活動においても、技能の向上のみならず、心身の健全な成長や人間性が高まるよう、効率的で自主的な部活動運営に努め、以下の方針で取り組んでいきたいと思います。

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日を休養日とすることを厳守する（大会、コンクール、地域のイベントを除く）。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しない。土曜日及び日曜日に、「家庭の日」に、大会参加等で2日活動した場合は、休養日を次の週末に振り返る。
- 2 長期休業期間は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（部活動停止期間）を設ける。
- 3 1日の活動時間は長くとも、平日では2時間程度、学期中の土曜日及び日曜日・祝日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う（練習試合や講師等による練習会は除く）。
- 4 顧問は、翌月までの部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、各部所属の生徒・保護者に配布する。
- 5 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

保護者・地域の皆様と連携して、全職員とともにバランスのとれた活動になるよう努力していきますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。